

厚生労働科学研究費補助金（健康安全・危機管理対策総合研究事業）
分担研究報告書

安置所における労働者の感染予防対策に関する文献調査研究

研究分担者 猪口 剛 千葉大学大学院附属法医学教育センター 准教授

研究要旨

各自治体・安置所のご遺体の取り扱いにおいて、一連の業務フローに負担が生じている中、そのフローの一部であるご遺体の安置（安置方法やその期間）に関しては、日本において明確なガイドラインが存在していない。本研究では、遺体取り扱い関連領域における、遺体安置指針に関して、日本の安置所におけるご遺体の適切な安置に関して考察することを目的として、イギリスやオーストラリアなどの海外の関連のあるガイドライン・マニュアル・法律に関して内容を確認・比較した。結果、いずれも、短期保管に関しては2°Cから6°Cの冷蔵保管、概ね1か月を超える長期保管には-20°Cの冷凍保管がのぞましいという内容であった。日本においては、ドライアイスによる遺体冷却が一般的である他、冷凍保管をするにしてもこれら設備および設置する十分なスペースを確保することが困難であると想定されるため、これらの条件をそのまま適応することは困難であるかもしれない。しかしながら、冷蔵保管後、火葬に進むまでの期間を定める等、遺体保管期間にルールを定めるとするならば、これらガイドラインの内容は参考になると思われた。

A. 研究背景および目的

各自治体・安置所のご遺体の取り扱いにおいて、自治体の規模や発生件数、事務処理体制や関係機関（医療機関、警察、葬儀事業者、金融機関等）との関係等によって、御遺体の取扱いの実態が異なるが、自治体の規模等によって、一連の業務フローに負担が生じている中、そのフローの一部であるご遺体の安置（安置方法やその期間）に関しては、日本において明確なガイドラインが存在していない。特に引き取り手のないご遺体に関しては、御遺体等の保管等については統一的なルールがなく、対応に苦慮するケースがあるとの指摘があり(1)、国会でもそのことが取り上げられた。

遺体安置のルールを明確化することは、同業務の円滑化・関係者の業務負担の軽減につながり、ひいては、安置所等における衛生基準の確立にも関与しえる。また、ご遺体からの感染リスク

の面からも、遺体安置のガイドラインを明確化することには意義があると考えられる。本研究では、遺体取り扱い関連領域における、遺体安置指針に関して、海外のガイドライン・マニュアル・法律などに関して調査を行い、日本の安置所におけるご遺体の適切な安置に関して考察することを目的とした。

B. 研究方法

海外における「遺体安置」に関わる法やガイドラインを、関係者が情報にアクセスしやすい形式で公表されていることを念頭に、一般的なインターネット検索エンジンを用いて検索し、その内容を確認・比較した。

（倫理面への配慮）

本研究は、倫理指針には該当しない。

C. 研究結果

イギリス National Health Service (NHS) では、Health building note という、医療施設等の設計に関する公式な実践ガイドラインの中に、“Facilities for mortuaries, including body stores and post-mortem services (遺体安置所、遺体保管施設、及び死後検査サービスの設備)”

“という文書があり、その文書内に、遺体安置の条件に関する記載が確認された(2)。

・オーストラリアでは、The governance of the Department of Health and Aged Care のもと、the National Pathology Accreditation Advisory Council (NPAAC) によって、病院や法医学現場の遺体安置施設の推奨基準等示すことを目的に「遺体安置所の設備と運営に関する要件」が 2013 年に公表されていた(3)。

・オーストラリア・ニューサウスウェールズ州では、遺体取扱いに関する、法律（公衆衛生規則第 80 条）が存在し(4)、その規則によると、葬儀屋でない者は、遺体を保管してはならないとされ、

(a) 遺体が病院に保管されている場合 死後 21 日以上、または

(b) その他の場合には、死亡後 5 日を超えて、保管してはならない

とされていた。また、これより長い期間保管するためには、“許可された期間より遺体を長く保管することの承認取り扱い(Approval to keep the body of a deceased person for longer than permitted)” に定められる、遺体安置の条件を満たさなければならないとされていた(5)。

・大規模災害時において多数死者が発生した場合の、遺体取扱いガイドラインとして、the Pan American Health Organization が、WHO と the International Committee of the Red Cross と共同して発行した “Management of Dead Bodies after Disaster: A Field manual for first responders” というガイドラインが公表されていた(6)。

D. 考察

日本において、遺体安置に関しては、「墓地、埋葬等に関する法律」に死亡確認後 24 時間以内の火葬が禁止されている以外に、明確な法律規制がなく、各自治体がガイドラインを公表しているとどまっている。一方、海外においては、いくつかの公式かつ詳細なガイドライン・法律を確認することができたため、その内容を紹介する。

イギリスの国営医療サービス事業を担う NHS は、Health building note という、新しい医療施設の設計と計画、既存施設の改修や拡張に関する実践ガイドラインを公表している。このガイドラインには、一般的な病院を含む、多様な”note”があるが、これらの中の一つに「遺体安置所、遺体保管施設、及び死後検査サービス」の設備を示した、ガイドラインが存在する。このガイドラインは、その建築物の計画者、設計者、供給業者、設置業者、土地所有者および施設管理者、運営管理者を対象としているが、イングランド国営施設だけでなく、地方自治体、警察、コロナ、大学、民間施設、葬儀社、民間病院などその他の関連施設にとっても有用となるような内容が記載されており、本研究の対象にも合致する。

同ガイドラインの内容としては、building note の名が示す通り、建築物の施設基準を示す内容がメインであり、それらの内、“Design considerations for the functional content of a mortuary”において、遺体安置所に関する記載を確認することができる。遺体保管に関しては、親族を見つけるのが難しい場合や公衆衛生の葬儀が必要な場合など、遺体安置の期間に遅延が生じた場合の要件が明記されており

- ・ 冷蔵保管は、30 日未満の保管の場合、4~6°C。
- ・ 冷凍保管は、30 日以上保管する場合（または遺体の状態に応じて早めに） - 20°C。

とされていた。

オーストラリアでは、The governance of the Department of Health and Aged Care のもと、the National Pathology Accreditation Advisory Council (NPAAC) によって、病院や法医学現場の遺体安置施設の推奨基準等示すことを目的に「遺体安置所の設備と運営に関する要件」が 2013 年に公表されている。その中に、遺体保管の要件に関する記載があり、

- ・遺体保管施設は、2°Cから 6°Cの温度で維持しなければならない
- ・遺体は、管轄の法律または施設の方針で定められた期間のみ遺体保管施設に保管されなければならない
- ・長期保管が必要な場合、遺体はおおよそ-20°Cで保管されなければならない。

という NHS のガイダンスと同様の内容であった

また、例えば、ニューサウスウェールズ州では、このガイドラインを参考とする、“許可された期間より長く保管することの承認取り扱い (Approval to keep the body of a deceased person for longer than permitted)” が、州法に制定されている。具体的には、

- ・遺体保管施設は、2~6°Cの温度で維持されなければならない
 - ・遺体は、管轄法令または施設の方針によって定められた期間のみ、遺体保管施設に保管されなければならない
 - ・長期保管が必要な場合、遺体は約-20°Cで維持されなければならない
 - ・すべての遺体保管および冷凍施設の運転温度は監視されなければならない
 - ・遺体保管施設は、各遺体を収容するための十分なスペースを持っていなければならない
 - ・遺体の保管、移送、解剖のための施設は、安全に取り扱うために十分な大きさと強度を持っていなければならない
- といった要件が推奨されており、短期間は冷蔵

保存、長期間は冷凍保存としている点は、前述 2 つのガイダンスと同様であった。

また、上述のように、ニューサウスウェールズ州には、遺体を長期間保管することに対する州法が制定されており、この法の定める要件を満たすと、葬儀業者以外の場合は死亡日から 5 日間、病院の場合は死亡日から 21 日間より長く保管することができる。その承認要件は、以下の通りである。

- ・周囲の環境が遺体の劣化につながらない場合は、遺体を冷蔵されていない建物または自宅に短期間（数時間または最大 2 日間（延長））保管することができる。ただし、遺体を冷蔵した後は、遺体安置などのため 8 時間以上冷蔵されていない状態で放置してはならない
- ・劣化が見られない場合、遺体は 2~5°Cで最長 7 日間保存できる
- ・劣化が見られない場合、遺体は 2~5°Cで最長 28 日間保存できる
- ・遺体が防腐処理されている場合、さらに 28 日以上保管することができる

とされており、同法において、遺体の状態は考慮すべき重要な要素であり、遺体が劣化してこれ以上の保管に適さないと思われる場合、保管を続けると公衆衛生に悪影響を与える可能性がある場合は、許可を与えるべきではないと明記され、遺体が冷蔵状態で保管されているかどうか、防腐処理されていないかどうかなど、遺体の劣化につながる条件は、承認において重要な考慮事項とされていた。なお、例外的に、大規模な災害や感染症パンデミック等、多数の死者が発生した場合には、大臣の承認のもと、規則で許可されているよりも長い期間、死者の遺体を保管することが許可されるとされていた。

一方、大規模災害時において多数死者が発生した場合の遺体取扱いガイドラインである

“Management of Dead Bodies after Disaster: A Field manual for first responders” は、過

去に発生した大規模災害をうけて実践的なガイドラインの必要性が生じ作成されたものであり、the Pan American Health Organization, WHO, the International Committee of the Red Cross など、様々な組織によって実施され推進されている。大規模災害時には、多数の身元不明遺体が発生し、特定には日にちを要する場合があり、遺体の死後変化が進行してしまうことが大きな問題になることから、このガイドラインの目的は、“遺体の適切な管理”を促進することと、“遺体の身元特定”を最大限に図ることとされており、“遺体保管”の項目を確認することができる。

同ガイドラインでは、遺体の保管には2~4°Cでの冷蔵保管が最良の選択肢であるとされているものの、災害現場では十分な冷蔵庫の確保が困難であることから、その代替として土葬に関する細かなガイドが記載されていることが特徴であった。また、ドライアイスの使用にも言及されており、短期間の保管に適しており、約20体の遺体グループの周りにドライアイスで低い壁（高さ0.5m程度）を作り、ビニールシート、防水シート、またはテントで覆う、外気温によって異なるが、1体あたり、1日あたり約10kgのドライアイスが必要であるといった記載が確認された。

今回調査した平時・災害時いずれのガイドラインにおいても、遺体保管においては、死後変化が進行してしまうことを念頭に置いており、特に平時においては、冷蔵保管の期間を1カ月程度と定めており、それ以上は冷凍保管とされていた。日本においては、ドライアイスによる遺体冷却が一般的である他、冷凍保管をするにしてもこれら設備および設置する十分なスペースを確保することが困難であると想定されるため、これらの条件をそのまま適応することは困難であるかもしれない。しかしながら、冷蔵保管後、火葬に進むまでの期間を定める等、遺体保管期

間にルールを定めるとするならば、これらガイドラインの定める内容は参考になると思われた。

参考文献

- (1) 行旅病人及行旅死亡人取扱法、墓地、埋葬等に関する法律及び生活保護法に基づく火葬等関連事務を行った場合等の遺骨・遺体の取扱いに関する調査研究事業. 中間報告. 株式会社日本総合研究所. 令和6年9月
- (2) Health Building Note 16-01: Facilities for mortuaries, including body stores and post-mortem services. NHS England 2023
- (3) Requirements for the facilities and operation of mortuaries. National pathology accreditation advisory council. Third Edition 2013
- (4) Public Health Regulation 2022 (the Regulation). A NSW Government website. <https://legislation.nsw.gov.au/view/html/inforce/current/s1-2022-0502>
- (5) Approval to keep the body of a deceased person for longer than permitted. A NSW Government website. <https://www.health.nsw.gov.au/environment/factsheets/Pages/keep-body-longer.aspx>
- (6) Management of bodies after disasters: A field manual for first responders. Pan American health organization/World health organization/International federation of red cross and red crescent societies. 2006

F. 研究発表
なし

1. 論文発表
なし
2. 学会発表

なし

G. 知的財産権の出願・登録状況

なし